

2-1. 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

1971 年 7 月 15 日
条 例 第 21 号

改正 昭和 47 年 5 月 4 日 条例第 21 号
昭和 52 年 9 月 27 日 条例第 29 号

昭和 61 年 12 月 26 日 条例第 31 号
平成 5 年 6 月 25 日 条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 3,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い(土地については、1 件 5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例(1955 年那覇市条例第 3 号)および市有財産の取得管理および処分条例(1953 年那覇市条例第 47 号)は、廃止する。

付 則(昭和 47 年 5 月 4 日条例第 21 号)～

付 則(平成 5 年 6 月 25 日条例第 22 号) [略]